

# 所得税の確定申告は

# e・Tax(「e-Tax」)をご利用ください

還付の申告はなるべく早めの提出を

次の(1)から(6)のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。

この還付申告は、2月15日(月)以前でも、税務署に提出することができますので、

なるべく早めの提出をお願いします。  
なお、還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用いただくと便利です。

## 申告相談会場をお間違えなく

申告相談会場は、2月15日(月)までは佐渡税務署で行いますが、2月16日(火)～3月15日(月)の確定申告期間中はアミューズメント佐渡2階に申告会場が変更となります。

- (1) 平成21年分の所得が一定額以下の方で、総合課税の配当所得や原稿料などのある方
- (2) 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除などを受けることができる方
- (3) 平成21年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、医療費控除や社会保険料控除などを受けることができる方
- (4) 平成21年の途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
- (5) 退職所得がある方で、次のいずれかに当てはまる方
  - ① 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる方
  - ② 退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収がされた方で、その源泉徴収税額が正規の税額を超える方
- (6) 予定納税をしている方で、納税した税金が納め過ぎになっている方

ますので、ご注意ください。また、申告書の提出から還付金の支払いまでには、ある程度の期間(2か月程度)がかかります。申告書の還付先口座は、申告者本人の口座をお書きください。

## 申告書を作成するときには

「所得税の確定申告の手引き」に従って申告書用紙に記入をしていくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。「所得税の確定申告書の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従って金額等を入力することにより、そのまま税務署に提出する申告書等が作成できます。

さらに、このコーナーで作成したデータを引き継いで直接e・Taxで申告することもできます。

お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276  
自動音声案内にて「2」を選択



e-Tax

データ送信も!

申告書の作成は 国税庁ホームページの

便利な

# 「確定申告書等作成コーナー」で!!

書面提出も!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。